

○厚生労働省令第四号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(高額介護合算療養費の支給の申請等) 第九十九条の十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他高額介護合算療養費等(高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法(第三十四条の三及び第五十六条の二において「医療保険各法」という。)若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。)の支給に必要な事項</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>(出産育児交付調整金額)</p> <p>第三十四条の二 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額(法第五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。)(法第五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額(法第五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。))を超える場合における出産育児交付調整金額(法第五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。))は、その超える額(次条において「</p>	<p>(高額介護合算療養費の支給の申請等) 第九十九条の十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他高額介護合算療養費等(高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。)の支給に必要な事項</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>(新設)</p>

出産育児交付超過額」という。)に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額(次条において「出産育児交付不足額」という。)に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

(出産育児交付算定率の算定方法)

第三百三十四条の三 出産育児交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 全ての当該年度の前々年度の概算出産育児交付金(医療保険各法の規定による概算出産育児交付金をいう。以下この条において同じ。)の額が同年度の確定出産育児交付金(医療保険各法の規定による確定出産育児交付金をいう。以下この条において同じ。)の額に満たない保険者(高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この条、次条及び第五十六条の二第二項において同じ。) (次号において「出産育児交付加算対象保険者」という。)に係る出産育児交付不足額の合計額及び全ての同年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超える保険者(次号において「出産育児交付控除対象保険者」という。)に係る出産育児交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、同年度における社会保険診療報酬支払基金の保険者に対し出産育児交付金(法第五十二条の二に規定する出産育児交付金をいう。)を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して社会保険診療報酬支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 全ての出産育児交付加算対象保険者に係る出産育児交付不足額の合計額と全ての出産育児交付控除対象保険者に係る出産育

(新設)

児交付超過額の合計額との差額

(出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定方法)

第三百三十四條の四 法第五十二條の四に規定する出産育児一時金

等の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額

二 当該年度における令第三十六條で定める金額を同年度の前々年度における当該金額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

三 当該年度に生まれた者の見込数を同年度の前々年度に生まれた者の数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者

及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ社会保険診療報酬支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

(保険料等交付金の額の算定)

第三百三十四條の五 令第四十四條の七第一項に規定する保険料等交

付金(以下この条において「保険料等交付金」という。)は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等(同項に規定する保険料等をいう。)の額の合算額(同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。)から、同月に厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額(同月に当該費用に相当す

(新設)

(保険料等交付金の額の算定)

第三百三十四條の二 令第四十四條の二第一項に規定する保険料等交

付金(以下この条において「保険料等交付金」という。)は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等(同項に規定する保険料等をいう。)の額の合算額(同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。)から、同月に厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額(同月に当該費用に相当す

る額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。)を控除した額を交付するものとする。

(協会が定める額の算定に当たつての勘案事項)

第三十五条の七 協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たつては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。

一 一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額との差額に相当する額

イ (略)

ロ 法第六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要した費用の額(法第五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第五十二条及び第五十四条の規定による国庫補助の額(イの国庫補助の額を除く。))並びに法第七十三条の規定による拠出金の額を除く。)から当該要した費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率(法第六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額

ハ・ニ (略)

二 (略)

(法第九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第二百五十六条の二 (略)

2 法第九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次

る額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。)を控除した額を交付するものとする。

(協会が定める額の算定に当たつての勘案事項)

第三十五条の七 協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たつては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。

一 一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額との差額に相当する額

イ (略)

ロ 法第六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要した費用の額(法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額(イの国庫補助の額を除く。))並びに法第七十三条の規定による拠出金の額を除く。)から当該要した費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率(法第六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額

ハ・ニ (略)

二 (略)

(法第九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第二百五十六条の二 (略)

2 法第九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次

の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 保険者（前項第四号及び第五号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二〇十二（略）

の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者（前項第四号及び第五号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二〇十二（略）

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 費用の負担 (第百五十九条の三―第百七十一条)</p> <p>第六章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>(出産育児交付調整金額)</p> <p>第百五十九条の三 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額</p> <p>(法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。)</p> <p>が同年度の確定出産育児交付金の額(法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。)</p> <p>は、その超える額に健康保険法施行規則第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に健康保険法施行規則第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。</p> <p>(健康保険法施行規則の準用)</p> <p>第百五十九条の四 健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 費用の負担 (第百六十条―第百七十一条)</p> <p>第六章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

規定は、当該年度における協会に係る法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額について準用する。

(法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)

第二百十九条 法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一 五 (略)

六 削除

七 十九 (略)

(法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)

第二百十九条 法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一 五 (略)

六 国民健康保険法附則第二十条

七 十九 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第四章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特別療養給付の申請)</p> <p>第二十八条 法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、その者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>(療養に相当するものに限る。以下同じ。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>(療養に相当するものに限る。以下同じ。)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の三 (略)</p> <p>第三章の四 都道府県国民健康保険運営方針(第三十二条の三二の八)</p> <p>第四章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特別療養給付の申請)</p> <p>第二十八条 法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、その者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>(療養に相当するものに限る。以下同じ。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)</p> <p>(療養に相当するものに限る。以下同じ。)</p>

る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス）をいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

二〇五（略）

二〇六（略）

（第三者の行為による被害の届出）

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス）をいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合に於てはその旨

二〇五（略）

二〇六（略）

（第三者の行為による被害の届出）

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合に於てはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

(削る)

(削る)

第三章の四 都道府県国民健康保険運営方針

(都道府県国民健康保険運営方針)

第三十二条の三十二の八 都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額が同年度の当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超えるものであつて、当該各号イに掲げる額の見込額が災害その他の特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものについて、その医療に要する費用が著しく多額であるものと認めるものとする。

一 前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合

イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1) 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

(2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1) 年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

(2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

- 二 平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合
- イ 次に掲げる額の合算額
- (1) 前号イ(1)に掲げる額の合算額
- (2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- ロ 次に掲げる額の合算額
- (1) 前号ロ(1)に掲げる額
- (2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- 2 前項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額の見込額は、当該年度の前々年度におけるこれらの額を基礎として算定するものとする。
- 3 第一項各号において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 前期高齢被保険者加入割合 当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に対する前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者をいう。第三号及び第五号において同じ。）の数の割合
- 二 平均前期高齢被保険者加入割合 全ての被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する被保険者をいう。）に係る同条第四項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合
- 三 前期高齢被保険者一人当たり給付額 当該市町村の区域内に住所を有する前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げ

附則

(削る)

- 四 額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額
平均一人当たり給付額 全ての都道府県の区域内に住所を有する被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額
- 五 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額 全ての都道府県の区域内に住所を有する前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

附則

(退職被保険者の資格取得の届出)

第三条 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、退職被保険者の資格を取得した者があるときは、第二条の規定にかかわらず、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第二項第一項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

- 一 その被保険者が退職被保険者である旨
- 二 当該退職被保険者が受給権を有する法附則第六条第一項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付(以下「被用者年金給付」という。)の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日(当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日)
- 2 前項の届出は、次に掲げる書類を提示して行わなければならない。
 - 一 い。厚生年金保険の老齢厚生年金の年金証書その他当該退職被保険者が年金受給権を有することを証明する書類(以下「年金証書等」という。)
- 二 法附則第六条第一項に規定する年金保険の被保険者等であつ

(削る)

(削る)

た期間（以下単に「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（当該退職被保険者が令附則第十四条各号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者である場合には、当該各号に定める期間）以上であることを明らかにする書類

三 当該退職被保険者が老齢年金及び退職年金以外の年金の受給権者である場合にあつては、法附則第六条第一項各号に掲げる法令の規定による被保険者等であつた期間を記載した書類及びその期間を証明する書類

四 前号の場合であつて、かつ、当該被保険者が四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるために退職被保険者となつたものである場合にあつては、当該事実を明らかにする書類

第四条 前条第二項の規定は、第三条及び第四条の被保険者が退職被保険者である場合について準用する。

(退職被保険者に関する届出)

第五条 被保険者が、退職被保険者となつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日。次条において同じ。）から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 退職被保険者となつた者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄及び住所

二 世帯主の氏名及び住所
被保険者記号・番号

三 当該退職被保険者が受給権を有する被用者年金給付の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日（当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事

(削る)

- 由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日)
- 2| 附則第三条第二項の規定は、前項の規定による届書について準用する。
- 3| 被保険者が、六十五歳に達したため、退職被保険者でなくなつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、その旨及びその年月日を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
- 4| 市町村は、第一項及び前項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。
- (被扶養者に関する届出)
- 第六条 退職被保険者が被扶養者を有するとき又は有するに至つたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者が退職被保険者となつた日の翌日(当該退職被保険者が前条第一項の規定による届出を行う者であるときは、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日)又は当該被扶養者を有するに至つた日の翌日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
- 一 被扶養者の氏名、性別、生年月日、退職被保険者との続柄、職業及び収入
- 二 退職被保険者の氏名
- 三 扶養するに至つた年月日及び扶養しはじめた事由
- 四 被保険者記号・番号
- 2| 世帯主は、被扶養者でなくなつた者が生じたとき、又は前項第一号の記載事項(職業及び収入に限る。)に変更があつたときは、十四日以内に、その旨を当該世帯主が住所を有する市町村に届け出なければならない。
- 3| 市町村は、前二項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿

等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

(退職被保険者等に関する被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第七条 市町村は、世帯に退職被保険者又はその被扶養者が属する場合にあつては、第六条の規定にかかわらず、世帯主に対し、その世帯に属する退職被保険者に係る様式第七号による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第七号の二による被保険者証を交付しなければならない。この場合において、様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

2 市町村は、前項の規定にかかわらず、法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者証を返還した世帯主(第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。)に対し、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる退職被保険者等に係る様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第一号の三による被保険者資格証明書を交付しなければならない。この場合において、様式第七号若しくは様式第七号の二による被保険者証又は様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

(退職被保険者等所属市町村の基礎控除後の総所得金額等及び固定資産税額の補正の特例)

第八条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村について、第三十二条の九及び第三十二条の九の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(削る)

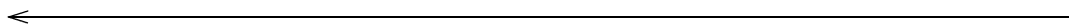
(削る)

第三十二 条の第九 第一項	第二十九 条の第七 第二項 第四号た だし書	附則第四 条第一項 の規定に より読み 替えられ た令第二 十九條の 七第二項 第四号た だし書	第三十二 条の第九 第二項	の総額 のうち所 得割総額 第二十九 条の七第 二項第一 号	の総額 のうち一 般被保険 者に係る 所得割総 額 附則第四 条第一項 の規定に より読み 替えられ た令第二 十九條の 七第二項 第一号	第三十二 条の第九 の第一項	第二十九 条の七第 三項第四 号ただし 書 同項第六 号ただし 書	附則第四 条第一項 の規定に より読み 替えられ た令第二 十九條の 七第三項 第四号た だし書 令附則第 四條第一 項の規定 により読 み替えら れた令第 二十九條 の七第三 項第六号 ただし書	第三十二 条の第九 の第一項	被保険者 に	一般被保 険者に	第三十二 条の第九 の第一項	の総額 のうち所 得割総額 第二十九 条の七第 三項第四 号ただし 書	の総額 のうち一 般被保険 者に係る 所得割総 額	第三十二 条の第九 の第一項	被保険者 に	一般被保 険者に	第三十二 条の第九 の第一項	の総額 のうち所 得割総額 第二十九 条の七第 三項第四 号ただし 書	の総額 のうち一 般被保険 者に係る 所得割総 額	第三十二 条の第九 の第一項	の総額 のうち所 得割総額 第二十九 条の七第 三項第四 号ただし 書	の総額 のうち一 般被保険 者に係る 所得割総 額
---------------------	------------------------------------	---	---------------------	--	---	----------------------	--	---	----------------------	-----------	-------------	----------------------	--	--	----------------------	-----------	-------------	----------------------	--	--	----------------------	--	--

<p>第三条・第四条 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1252 1153 1412 1310"> <p>二第二項</p> </td> <td data-bbox="1252 1310 1412 1646"> <p>第二十九条の七第三項 第一号</p> </td> <td data-bbox="1252 1646 1412 2038"> <p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた令 第二十九条の七第三項第一号</p> </td> </tr> </table> <p>(被用者保険等保険者拠出金に係る検査等において職員が携帯すべき証明書)</p> <p>第九条 法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第三項において準用する同法第十六条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第八、法附則第十九条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第二項において準用する同法第十六条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第九による。</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p>	<p>二第二項</p>	<p>第二十九条の七第三項 第一号</p>	<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた令 第二十九条の七第三項第一号</p>
<p>二第二項</p>	<p>第二十九条の七第三項 第一号</p>	<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた令 第二十九条の七第三項第一号</p>		

(削る)

様式第一号、様式第二及び様式第二の二を次のように改める。



様式第一号（第六条関係）

（表 面）

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険				
被保険者証				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	
適用開始年月日	年	月	日	
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

（裏 面）

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{すい}膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている市町村については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて）提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (5) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村にその旨を届け出ること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した被保険者証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 検認又は更新のため、市町村に被保険者証の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。
 - (8) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第二(第二十八条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;"> ○○都道府県国民健康保険 特別療養証明書 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 交付年月日 年 月 日交付 </p>									
世帯主	氏名								
	住所								
受給者氏名	氏名 生 年 月 日	年 月 日生							
	現 住 所	男・女							
交付者	所 在 地								
	保険者番号、名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>							
療養給付の記録	保険医療機関等の名称及び保険医等の氏名 名 称 氏 名								
傷 病 名									
開 始 年 月 日	年 月 日	年 月 日							
入 院 年 月 日	年 月 日	年 月 日							
終 了 年 月 日	年 月 日	年 月 日							
転 帰									
請 求 金 額	円	円							

備考 この用紙は、B列5番とすること。

様式第二の二(第二十八条関係)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">国民健康保険特別療養証明書</div>									
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 交付年月日 年 月 日交付									
組 合 員	氏 名								
	住 所								
受 給 者 氏 名	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生							
	現 住 所	男 ・ 女							
保 險 者	所 在 地								
	保険者番号、名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>							
療養給付 の 記 録	保険医療機関等の 名及び保険医等 の氏名	名 称 氏 名							
傷 病 名									
開 始 年 月 日	年 月 日	年 月 日							
入 院 年 月 日	年 月 日	年 月 日							
終 了 年 月 日	年 月 日	年 月 日							
転 帰									
請 求 金 額	円	円							

備考 この用紙は、B列5番とすること。

様式第七号から様式第九までを削る。

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第四条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

附則

第二条
削除

改正前

附則

(退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県(次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。)について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第一項第一号</p>	<p>合算額()</p>	<p>合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額()</p>
<p>第四条第一項第一号イ(1)</p>	<p>請求に係る</p>	<p>請求に係る一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る</p>
<p>第四条第一項第一号イ(2)から(5)まで</p>	<p>係る</p>	<p>係る一般被保険者に係る</p>
<p>第四条第一項第一号イ(5)まで</p>	<p>おける</p>	<p>おける一般被保険者に係る</p>

<p>第四條第一項第二号ハ(2)</p>	<p>第七十二條の三の二第一項</p>	<p>附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三の二第一項</p>
<p>第四條第一項第二号ハ(3)</p>	<p>第七十二條の三の三第一項</p>	<p>附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三の三第一項</p>
<p>第四條第一項第三号ハ(1)</p>	<p>第七十二條の三第一項 繰入金に相当する額</p>	<p>附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項 繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七條第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。)の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九條の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三條の五第一項に定める基準(施行令第二十九條の七の二第二項又は同法第七百三條の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額す</p>

第四條第三 項第一 号ハ(2)	第七十二條の三の三第 一項	前項第一号イ(1)に規定 する療養の給付	前項第一号イ(1)に規定す る一般被保険者に係る療 養の給付
第四條第 二項	前項第一号イ(1)に規定 する療養の給付	前項第一号イ(1)に規定す る一般被保険者に係る療 養の給付	前項第一号イ(1)に規定す る一般被保険者に係る療 養の給付
第四條第 二項第一 号	となる被保険者 の被保険者 (施行令)	となる一般被保険者 の一般被保険者 (一般被保険者のうち施 行令)	となる一般被保険者 の一般被保険者 (一般被保険者のうち施 行令)
第四條第 二項第二 号	となる被保険者	となる一般被保険者	となる一般被保険者
第四條第 三項	療養の給付	一般被保険者に係る療養 の給付	一般被保険者に係る療養 の給付

号	第四條第 四項	第四條第 四項第一 号及び第 二号	第四條第 四項第一 号	第四條第 六項	第四條第 六項第一 号	第四條第 五項第三 号	第四條第 五項第一 号及び第 二号	第四條第 五項	第四條第 四項第三 号	第四條第 四項第一 号及び第 二号	第四條第 四項	号
の被保険者	となる被保険者	(施行令) の被保険者	の被保険者	療養費 となる被保険者	の被保険者	入院時生活療養費	被保険者	活療養費 (7)に規定する入院時生 活療養費	入院時食事療養費	被保険者	(6)に規定する入院時食 事療養費	第一項第一号イ(2)及び 第一項第一号イ(3)及び (7)に規定する入院時生 活療養費
の一般被保険者	となる一般被保険者	行令 (一般被保険者のうち施 行令)	の一般被保険者	となる一般被保険者	の一般被保険者	一般被保険者に係る入院 時生活療養費	一般被保険者	に規定する一般被保険者 に係る入院時生活療養費	一般被保険者に係る入院 時食事療養費	一般被保険者	に規定する一般被保険者 に係る入院時食事療養費	第一項第一号イ(2)及び(6) に規定する一般被保険者 に係る入院時食事療養費

第四條第 六項第三 号	保險外併用療養費	一般被保険者に係る保險 外併用療養費
第四條第 六項第四 号及び第 五号	となる被保険者	となる一般被保険者
第四條第 六項第六 号	規定する	規定する一般被保険者に 係る
第四條第 六項第七 号及び第 八号	となる被保険者	となる一般被保険者
第四條第 六項第九 号	規定する	規定する一般被保険者に 係る
第四條第 七項	規定する高額療養費	規定する一般被保険者に 係る高額療養費
第四條第 七項第三 号及び第 四号	被保険者	一般被保険者
第五條第 一項第一 号	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第五條第 一項第二 号イ	おける被保険者 平均被保険者数	おける一般被保険者 平均一般被保険者数
第五條第 一項第二 号	被保険者	一般被保険者

号口	第五条第 二項及び 第三項	第六条第 一号イ	第六条第 一 号口柱 書
額の合計額	被保険者	市町村調整対象需要額	第七十二条の三の二第 一項
額の合計額から、当該合計額に当該世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（小数点以下第四位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額を控除した額	一般被保険者	市町村調整対象需要額から、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に次条第一項第三号イに掲げる額を乗じて得た額を控除した額	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第七十二条の三の三第 三項	被保険者	第七十二条の三の三第 三項	附則第九条第一項の規定
附則第九条第一項の規定	一般被保険者	附則第九条第一項の規定	附則第九条第一項の規定

第六条第一号ハ	被保険者	第六条第一号ロ(1)	被保険者に おける被保険者	第七十二条の三第一項	第六条第一号ロ(2)	被保険者に おける被保険者 特例対象者	第七十二条の三第一項	第六条第一号ロ(3) 及び(4)	被保険者に おける被保険者 被保険者(特例対象者) 介護納付金賦課被保険者の	第七十二条の三第一項
一般被保険者	の (一般被保険者に限る。)	一般被保険者 おける一般被保険者 一般被保険者(一般特例対象者)	一般被保険者に おける一般被保険者	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	一般被保険者 おける一般被保険者 一般特例対象者	一般被保険者 おける一般被保険者 一般特例対象者	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	一般被保険者 おける一般被保険者 一般被保険者(一般特例対象者)	一般被保険者 おける一般被保険者 被保険者(特例対象者) 介護納付金賦課被保険者の	により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項

第七條第一 項第一	第七條第一 項第一 号二(2)	第七條第一 項第一 号ハ	第七條第一 項第一 号ロ	第七條第一 項第一	第七條第一 項第一	第七條第一 項第一	第六條第一 項第二
第七十二條の三の三第 一項	第七十二條の三の二第 一項	第四條第一項第一号ハ (2)	第九條第六項第一号	第九條第六項第一号	第九條第六項第一号	當該前期高齡者交付金 の額 (1)	被保險者に係る一部負 担金 當該被保險者
附則第九條第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二條の三の二第一 項	附則第九條第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二條の三の二第一 項	附則第二條の規定により 読み替えられた第四條第 一項第一号ハ(2)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第一 号	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第一 号	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第一 号	當該前期高齡者交付金の 額に法附則第七條第一項 第二号に規定する調整対 象基準額に退職被保險者 等所屬割合を乗じて得た 額を加えた額	一般被保險者及び退職被 保險者等に係る額 一般被保險者に係る一部 負担金 當該一般被保險者

第七條第二 一項第二 号イ	第七條第二 一項第二 号イ	第十條第四項第一号	第七條第二 一項第二 号ロ	第七條第二 一項第二 号ロ	第七條第二 一項第二 号ハ(3)	第七條第二 一項第二 号ハ(1)	第七十二條の三の三第一 項	附則第二條の規定により 読み替えられた第四條第 一項第二号イ	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第一 号	附則第二條の規定により 読み替えられた第四條第 一項第二号ロ(2)	附則第九條第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二條の三の二第一 項	附則第九條第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二條の三の三第一 項	繰入金及び当該年度に納 付すべき退職被保険者等 に係る保険料の賦課額の うち介護納付金賦課額と して賦課された額を施行 令第二十九條の七第五項 第一号から第五号まで又 は地方税法第七百三條の 五第一項に定める基準に 従い減額するものとした 場合に減額することとな	繰入金に相当する額
---------------------	---------------------	-----------	---------------------	---------------------	------------------------	------------------------	------------------	--------------------------------------	--	---	--	--	---	-----------

(病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例)
 第三条 令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合には、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

(削る)

第七條第三 一項第三 号ハ(2)	第七十二條の三の三第 一項	額に相当する額の合算 額
第七條第 二項	第四條第一項第一号イ (1)	附則第二條の規定により 読み替えられた第四條第 一項第一号イ(1)
附則第七 條	第六條	附則第二條の規定により 読み替えられた第六條
附則第七 條第一号	第六條各号	附則第二條の規定により 読み替えられた第六條各 号
附則第七 條第二号	第七條第一項第一号	附則第二條の規定により 読み替えられた第七條第 一項第一号

(病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例)
 第三条 令和六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2| 令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中「」の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「」及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」

とす。

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正)

第五条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務費負担金の額の算定) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。)の地区(事業の地区が二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。))にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。)が次の各号の地域に該当する組合(次項に規定する組合を除く。)については、前項の基本額、当該各号に定める加算額を加算する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(出産育児交付調整金額)</p> <p>第十五条の二 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額(法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五百十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。))が同年度の確定出産育児交付金の額(法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第五百十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。))を超える場合における出産育児交付調整金額(法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第五百十二</p>	<p>(事務費負担金の額の算定) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による前期高齢者納付金等及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。)の地区(事業の地区が二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。))にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。)が次の各号の地域に該当する組合(次項に規定する組合を除く。)については、前項の基本額、当該各号に定める加算額を加算する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p>

条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に健康保険法施行規則第三百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行規則の準用）

第十五条の三 健康保険法施行規則第三百三十四条の四（都道府県にあつては、同条第二項を除く。）の規定は、当該年度における都道府県又は組合に係る法第七十三条の二第二項において読み替えて準用する健康保険法第五十二条の四に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額について準用する。

附 則

第三条 削除

（新設）

附 則

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）
 第三条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の六まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一号	
被保険者及び	被保険者の数
一般被保険者及び	一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）の数

第四 条第 二 号	被 保 険 者 の 延 べ 人 数	一 般 被 保 険 者 の 延 べ 人 数
第 五 条 か ら 第 五 条 の 三 ま で	被 保 険 者 の 数	一 般 被 保 険 者 の 数
第 五 条 の 第 一 項	被 保 険 者 の 延 べ 人 数	一 般 被 保 険 者 の 延 べ 人 数
第 四 第 一 項	被 保 険 者 及 び 被 保 険 者 の 食 事 療 養	一 般 被 保 険 者 の 食 事 療 養
第 五 条 の 第 二 項 及 び 第 三 項	被 保 険 者 の う ち 被 保 険 者 の 数	一 般 被 保 険 者 の う ち 被 保 険 者 の 数
第 五 条 の 第 三 項	被 保 険 者	一 般 被 保 険 者
第 六 条 の 第 一 項	第 二 条 第 四 項	附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定
第 六 条 の 第 一 号 ロ		附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定
(1) 第 六 条 の 第 一 項	第 四 条 の 三 第 一 項 各 号	附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定
第 六 条 の 第 三 項	第 四 条 の 三 第 一 項 第 一 号	附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定
第 六 条 の 第 三 項	第 四 条 の 三 第 一 項 第 一 号	附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定
第 六 条 の 第 三 項	第 四 条 の 三 第 一 項 第 一 号	附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定
第 六 条 の 第 三 項	第 四 条 の 三 第 一 項 第 一 号	附 則 第 四 条 第 一 項 の 規 定

<p>被保険者均等割額</p>	<p>世帯別平等割額</p>	<p>第七十二条の三第一項</p>	<p>減額した額</p>	<p>第六条の三第二号</p>	<p>第四条の三第一項第二号</p>
<p>被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。）</p>	<p>附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項</p>	<p>減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。）</p>	<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項第二号</p>	<p>被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。） 世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。） 附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項</p>
<p>減額した額</p>	<p>第七十二条の三第一項</p>	<p>世帯別平等割額</p>	<p>被保険者均等割額</p>	<p>第六条の三第二号</p>	<p>減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、</p>

第六条の 四（見出 しを含む 。）	第四条の四第一項各号	世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。） 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項各号
第六条の 四第一号	第四条の四第一項第一号 被保険者均等割額	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号 被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
第六条の 四第二号	第四条の四第一項第二号 減額した額 被保険者均等割額	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項 減額した額（一般被保険者に係る額に限る。） 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第二号 被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
第七十二条の三の二第一項	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項

<p>第六條の五（見出しを含む）</p>	<p>減額した額</p>	<p>第六條の五第一号</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の五第一項各号</p>	<p>第四條の五第一項第一号</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の五第一項第一号</p>	<p>所得割額</p>	<p>所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>被保険者均等割額</p>	<p>被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>第七十二條の三の第三項</p>	<p>附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三の第三項</p>	<p>減額した額</p>	<p>減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>第六條の五第二号</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の五第一項第二号</p>	<p>所得割額</p>	<p>所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>被保険者均等割額</p>	<p>被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>第七十二條の三の第三号</p>	<p>附則第九條第一項の規定</p>
----------------------	--------------	-----------------	--	--------------------	---	-------------	-----------------------------	-----------------	---------------------------------	--------------------	--	--------------	------------------------------	-----------------	---	-------------	-----------------------------	-----------------	---------------------------------	--------------------	--------------------

<p>一項</p>	<p>減額した額</p>	<p>第六條の六の見出し</p>	<p>第六條の六</p>	<p>第六條の六の表の上欄</p>	<p>第四條の六第一項第一号イ(2)の被保険者の数</p>
<p>により読み替えられた法第七十二條の三の三第一項</p>	<p>減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の六第一項各号</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の六第一項各号に掲げる一般被保険者</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の六第一項第一号イ(2)の一般被保険者の総数</p>	<p>附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第四條の六第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数</p>

第十九条		第十八条 下欄	第六条の 六の表の 数										
第二十七条	被保険者	第二十四条第二項	に属する被保険者の数	第四条の六第一項第三 号ロ(3)の被保険者の数	第四条の六第一項第三 号ロ(2)の被保険者の数	第四条の六第一項第三 号ロ(1)の被保険者の数	第四条の六第一項第一 号ロ(3)の被保険者の数						
附則第四条第一項の規定	一般被保険者	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第二十四条第二項	に属する一般被保険者の 数	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第四条の六第一項 第三号ロ(3)の被保険者の 数	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第四条の六第一項 第三号ロ(2)の被保険者の 数	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第四条の六第一項 第三号ロ(1)の被保険者の 数	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第四条の六第一項 第一号ロ(3)の一般被保険 者の数	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第四条の六第一項 第一号ロ(2)の一般被保険 者の数	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第四条の六第一項 第一号ロ(1)の一般被保険 者の数				

(病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例)
 第四条の二 令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、
 第六条の二を適用する場合には、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

(削る)

(令和六年度及び令和七年度の確定出産育児交付金の額の算定の特例)
 第九条 法附則第十条の規定により読み替えられた法第七十三条の

二第二項において準用する健康保険法第五十二条の五の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前々年度における当該都道府県内の市町村又は組合に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額として同法第一百五十二条の五の規定により算定した額に一から補助率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

2 前項の補助率は、都道府県内の市町村においてはおおむね三分の二、組合においてはおおむね四分の一とする。

第十九条 第二号	被保険者	により読み替えられた算定政令第二十七条 一般被保険者
-------------	------	-------------------------------

(病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例)
 第四条の二 令和六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第六条の二を適用する場合には、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2 令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合には、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

(新設)

(国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正)

第六条 国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改正後		改正前	
		附則		附則	
		(削る)		<p>(退職被保険者等の経過措置に係る特例)</p> <p>第二条 退職被保険者等(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)について、第三条から第十六条まで、第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第三條第一項各号の部分	第三條第一項各号	第九條第四項第一号ロ	第九條第四項第一号ロ	附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第九條第四項第一号ロ(3)	附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第九條第四項第一号ロ(3)
第三條第二項第一号	被保険者	被保険者	被保険者	一般被保険者	一般被保険者
第三條第二項第二号及び第三号	被保険者			一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)	一般被保険者

第八條（ 見出しを 含む。）	第七條（ 見出しを 含む。）	第六條（ 見出しを 含む。）	第五條（ 見出しを 含む。）	第四條（ 見出しを 含む。）	第三條第 三項	第三條第 四項及び 第五項	第三條第 三項
被保險者	被保險者	被保險者	被保險者	被保險者	被保險者	被保險者	被保險者
(2) 第九條第六項第一号ロ	(2) 第九條第六項第一号イ	(1) 第九條第六項第一号イ	第九條第五項第一号	(2) 第九條第四項第三号イ	(3) 第九條第四項第二号ロ		
一般被保險者	一般被保險者	一般被保險者	一般被保險者	一般被保險者	一般被保險者	一般被保險者	一般被保險者
附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第一 号ロ(2)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第一 号イ(2)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第一 号イ(1)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第五項第一 号	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第四項第三 号イ(2)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第四項第二 号ロ(3)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第四項第二 号ロ(3)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第四項第二 号ロ(3)

見出しを 含む。)	第九條第六項第二号ロ	第九條第六項第二号ロ 附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第二 号ロ(1)
第九條(見出しを 含む。)	被保険者 第九條第六項第二号ロ (2)	一般被保険者 附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第六項第二 号ロ(2)
第十條第 三項	を除く	並びに退職被保険者等に 係る保険料(地方税法の 規定による国民健康保険 税を含む。第十六條第三 項において同じ。)を除 く
第十一條	第九條第十項	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第十項
第十二條 (見出し を含む。)	被保険者 被保険者 第十條第三項第一号	一般被保険者 一般被保険者 附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第三項第一 号
第十三條 (見出し を含む。)	被保険者 第十條第四項第一号イ	一般被保険者 附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第一 号イ(1)
第十四條 (見出し	被保険者 第十條第四項第二号ロ	一般被保険者 附則第四條第一項の規定

第十五条 (見出しを含む。)	第十六条 第三項	第二十七 条第二項 第一号イ	第二十七 条第二項 第一号チ	額	額	額	額
(1)	被保険者	被保険者					
被保険者	限る						
被保険者							
第十條第四項第二号ロ	(2)						
一般被保険者	附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第四項第二号ロ(2)	一般被保険者	額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を除く。)	額(退職被保険者等に係る部分を除く。)	額(退職被保険者等に係る部分を除く。)	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法

第二十七 条第十項	第二十七 条第九項 第三号ハ	第二十七 条第九項 第二号ロ	(2)	第二十七 条第九項 第二号ロ	(1)	第二十七 条第九項 第二号ロ	第二十七 条第六項 第二号	第二十七 条第五項 第二号	第二十七 条第四項 第二号	第二十七 条第二号
(1) 第九 条第六項 第二号ロ	第九 条第六項 第一号	同 号ロ(2)	(1)	第九 条第六項 第二号ロ		第九 条第六項 第一号	(2) 第九 条第六項 第一号イ	(1) 第九 条第六項 第二号ロ	第九 条第六項 第一号イ	
附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第二号 ロ(2)	算定政令 附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号 ロ(1)	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号 イ(2)	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第二号 ロ(1)	附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号 イ	第七十二 条の第三 第一項 附則第四 条第一項 の規定に よって算 定政令第 九条第六 項第一号

第三号		第二十七 条第十三 項		第二十八 条第二項 第二号口	第二十八 条第二項 第二号口	第二十八 条第二項 第二号口	第二十八 条第二項 第二号口	第二十八 条第二項 第二号口	第二十八 条第二項 第二号口
	同号口(2)	第九条第五項第一号	同項第二号	第七十二条の三第一項	第十条第四項第一号イ	(1) 第十条第四項第二号口	第十条第四項第一号	(1) 第十条第四項第二号口	第十条第四項第二号口
	算定政令附則第四條第一 項の規定により読み替え られた算定政令第九條第 六項第二号口(2)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第九條第五項第一 号	算定政令附則第四條第一 項の規定により読み替え られた算定政令第九條第 五項第二号	附則第九條第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二条の三第一項	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第一 号イ	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第二 号口(1)	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第一 号	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第一 号	附則第四條第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第四項第一 号

第二号ロ (2)	同号ロ(2)	第十條第四項第一号 附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第四項第二号ロ(2)	第十條第四項第二号ロ 附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第四項第二号ロ(1)	同号ロ(2)	第十條第三項第一号 附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第三項第一号	同項第二号 算定政令附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第三項第二号	被保険者 一般被保険者	執行に要する費用及び退職被保険者等に係る費用
第二十八條第九項 第三号ハ	第十條第四項第一号	第十條第四項第二号ロ 附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第四項第二号ロ(1)	第十條第四項第二号ロ 附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第四項第二号ロ(1)	同号ロ(2)	第十條第三項第一号	被保険者	執行に要する費用	
第二十八條第十項 第三号	第十條第四項第二号ロ (1)	第十條第四項第二号ロ 附則第四條第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第四項第二号ロ(1)	同号ロ(2)	第十條第三項第一号	被保険者	執行に要する費用		
第三十一條第二項 第一号イ	執行に要する費用	執行に要する費用及び退職被保険者等に係る費用						

第一号チ	第三十一 条第二 項第二 号ロ	国民健康保険給付 費等交付金	国民健康保険給付費 等交付金（退職被保険者 等に係る部分を除く。）
第三十一 条第二 項第二 号ニ	第三十一 条第三 項	第七十二条の三第一 項	附則第九条第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二条の三第一項
第三十一 条第四 項第二 号、 第九項 及び第十 項	第三十一 条第十一 項	被保険者	一般被保険者
第三十二 条第二 項第二 号ロ	第三十二 条第二 項	費用に限る	費用（退職被保険者等に 係る部分を除く。）に限 る
第三十二 条第四 項第二 号イ 及び第九 項	第三十二 条第四 項	第七十二条の三第一 項	附則第九条第一項の規定 により読み替えられた法 第七十二条の三第一項
第三十二 条第十 項	第三十二 条第十 項	被保険者	一般被保険者
		第十條第三項第二 号	附則第四条第一項の規定 により読み替えられた算 定政令第十條第三項第二 号

(削る)

(退職被保険者等納付金調整額)

第三条 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第八条の退職被保険者等納付金調整額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額に相当する額とする。

一 退職被保険者等一般納付金調整額

二 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額

(退職被保険者等一般納付金調整額)

(削る)

第四条 前条第一号の退職被保険者等一般納付金調整額は、退職被保険者等一般納付金所得割額、退職被保険者等一般納付金資産割額、退職被保険者等一般納付金均等割額及び退職被保険者等一般納付金平等割額の合算額に退職被保険者等一般納付金標準収納割合を乗じて得た額とする。

2 前項の退職被保険者等一般納付金所得割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第四項の規定により算定される基礎市町村標準所得割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の基礎控除後の総所得金額等の総額の見込額を乗じて得た額とする。

3 第一項の退職被保険者等一般納付金資産割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第五項の規定により算定される基礎市町村標準資産割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の固定資産税額等の総額の見込額を乗じて得た額（基礎市町村標準保険料率を第二十七条第一項第二号又は第三号のいずれかに掲げるものとする場合にあつては零）とする。

4 第一項の退職被保険者等一般納付金均等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第六項の規定により算定される基礎市町村標準均等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の被保険者数の見込数を乗じて得た額とする。

(削る)

5 第一項の退職被保険者等一般納付金平等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第七項の規定により算定される基礎市町村標準平等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等が属する世帯の見込数を乗じて得た額（基礎市町村標準保険料率を第二十七条第一項第三号に掲げるものとする場合にあつては零）とする。

6 第一項の退職被保険者等一般納付金標準収納割合は、各退職被保険者等所属市町村につき、当該退職被保険者等所属市町村において賦課される保険料の総額に対する当該退職被保険者等所属市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。

(退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額)

第五条 附則第三条第二号の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額は、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金所得割額、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金資産割額、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金均等割額及び退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金平等割額の合算額に退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金標準収納割合を乗じて得た額とする。

2 前項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金所得割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第四項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準所得割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の基礎控除後の総所得金額等の総額の見込額を乗じて得た額とする。

3 第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金資産割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第五項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準資産割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の固定資産税額等の総額の見込額を乗じて得た額（後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第二号又は第三

	<p>4 号のいずれかに掲げるものとする場合にあつては零)とする。</p> <p>4 第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金均等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第六項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準均等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の被保険者数の見込数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金平等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第七項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準平等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等が属する世帯の見込数を乗じて得た額(後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第三号に掲げるものとする場合にあつては零)とする。</p> <p>6 第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金標準収納割合は、各退職被保険者等所属市町村につき、当該退職被保険者等所属市町村において賦課される保険料の総額に対する当該退職被保険者等所属市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。</p>
--	--

(旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正)

第七条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号。以下「旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(概算拠出率の算定方法)</p> <p>第十条 法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率(その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。)</p> <p>一 各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額の合計額</p> <p>イ 〆ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知)</p> <p>第十三条 法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第十六条及び第十七条 削除</p>	<p>(概算拠出率の算定方法)</p> <p>第十条 法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率(その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。)</p> <p>一 各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額(第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。)の合計額</p> <p>イ 〆ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知)</p> <p>第十三条 法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。</p> <p>一 各年度の被用者保険等拠出対象額の見込額及びその内訳 当該年度の前年度の二月末日</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(特定健康保険組合等が行う基金に対する通知)</p> <p>第十六条 法附則第七項(法附則第十項において準用する場合を含む。)の規定により健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険組合、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十二条及び地方公務員等共済組合法附則第十八条に規定する特定共済組合並びに私立学校教職員共済法(昭和二十八年</p>

法律第二百四十五号)第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第一項に規定する事業団(以下「特定健康保険組合等」という。)が基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までにを行うものとする。

一 各年度において見込まれる健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険の被保険者及びその被扶養者(同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。)、国家公務員共済組合法附則第十二条若しくは地方公務員等共済組合法附則第十八条に規定する特例退職組合員及びその被扶養者又は私立学校教職員共済法附則第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者及びその被扶養者(以下「特例退職被保険者等」という。)が当該年度において住所を有することとなる市町村名及び当該市町村ごとの当該特例退職被保険者等の数 当該年度の前年度の二月末日

二 各年度の特例退職被保険者等が当該年度において住所を有した市町村名及び当該市町村ごとの当該市町村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村が属する都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であった場合において保険料を納付することとなる期間に相当する月数の合計数 当該年度の翌年度の八月末日

三 各年度の法附則第八項第一号に掲げる額及びその内訳 当該年度の前年度の二月末日

四 各年度の法附則第九項第一号に掲げる額及びその内訳 当該年度の翌年度の八月末日

(特定健康保険組合等に係る概算療養給付費等拠出金から控除する額の算定方法)

第十七条 法附則第八項第三号(法附則第十項において準用する場合を含む。)に規定する特例退職被保険者等が退職被保険者等であり、かつ、これらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者

(特定健康保険組合等に係る確定療養給付費等拠出金から控除する額の算定方法)

第十八条 法附則第九項第三号(法附則第十項において準用する場合を含む。)に規定する健康保険法(大正十一年法律第七十号)附則第三条第一項に規定する健康保険の被保険者及びその被扶養者(同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十二条若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第十八条に規定する特例退職組合員及びその被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者及びその被扶養者(以下この条において「特例退職被保険者等」という。))が退職被保険者等であり、かつ、これらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料の額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から徴収した場合における当該控除した額の当該特例退職被保険者等に係る合算額は、各市町村における第一号に掲

等に係る平均の保険料の額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から徴収した場合における当該控除した額の特例退職被保険者等に係る合算額の見込額は、各市町村における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額とする。)に、それぞれ同年度において見込まれる当該市町村に住所を有することとなる特例退職被保険者等の数を乗じて得た額の合計額とする。

一 当該市町村における第十号第一号ハに掲げる額

二 当該市町村の当該年度の前々年度における退職被保険者等の数を勘案して当該市町村において見込まれる当該年度における退職被保険者等の数

(特定健康保険組合等に係る確定療養給付費等拠出金から控除する額の算定方法)

第十八条 法附則第九項第三号(法附則第十項において準用する場合を含む。)に規定する特例退職被保険者等が退職被保険者等であり、かつ、これらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料の額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から徴収した場合における当該控除した額の特例退職被保険者等に係る合算額は、各市町村における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額とする。)に、それぞれ当該年度の前々年度において当該市町村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村に住所を有しかつ当該市町村が属する都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であった場合において保険料を納付することとなる期間に相当する月数の合計数を乗じて得た額の合計額とする。

げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額
(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た
額とする。)に、それぞれ当該年度の前々年度において当該市町
村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村に住所を有し
かつ当該市町村が属する都道府県が当該都道府県内の市町村と
もに行う国民健康保険の被保険者であつた場合において保険料を
納付することとなる期間に相当する月数の合計数を乗じて得た額
の合計額とする。

一・二
(略)

一・二
(略)

第八条 旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を次の表のよう
に改正する。

改正後

(保険料の額の合算額の特例)

第一条の三 算定政令第四条の六第一項第三号に規定する被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合は、各年度につき、次の各号に掲げる退職被保険者等所属市町村(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該年度の前年度において当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村の同年度の退職被保険者等に係る保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。)の平均収納割合(当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の総額に対する同年度において収納された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た割合とする。))をいう。)とする。

一 四 (略)

2 当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の割合(その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。))が前項に定める割合に満たない退職被保険者等所属市町村(厚生労働大臣が認める災害その他特別の事情により当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。)についての算定政令第四条の六第一項第三号に規定する保険料の額の総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に当該年度の前年度以前に納付す

改正前

(保険料の額の合算額の特例)

第一条の三 算定政令第四条の五第一項第三号に規定する被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合は、各年度につき、次の各号に掲げる退職被保険者等所属市町村(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該年度の前年度において当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村の同年度の退職被保険者等に係る保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。)の平均収納割合(当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の総額に対する同年度において収納された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た割合とする。))をいう。)とする。

一 四 (略)

2 当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の割合(その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。))が前項に定める割合に満たない退職被保険者等所属市町村(厚生労働大臣が認める災害その他特別の事情により当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。)についての算定政令第四条の五第一項第三号に規定する保険料の額の総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に当該年度の前年度以前に納付す

べきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料であつて当該年度において収納されたものの額の総額（以下「過年度分退職被保険者等保険料収納総額」という。）を加えて得た額とする。ただし、当該年度における第二号に規定する退職被保険者等に係る保険料収納割合が同号に掲げる割合（次項において「基準収納割合」という。）以上である場合にあつては、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額とする。

一・二（略）

3 算定政令第四条の六第一項第三号に規定する保険料の額の総額（以下この項において「保険料総額」という。）の算定に関し、当該年度の前年度において基準収納割合を適用した退職被保険者等所属市町村であつて、当該年度において基準収納割合の適用がない退職被保険者等所属市町村についての保険料総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から過年度分退職被保険者等保険料収納総額のうち当該年度の前年度分に係る額（当該額が、同年度において基準収納割合を適用して算定した保険料総額から同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額とする。）を控除して得た額とする。

（保険料から控除する介護納付金の納付に要する費用に相当する額）

第一条の四 算定政令第四条の六第一項第三号の規定により同号に規定する収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から控除する当該保険料に係る法第七十五条の七第二項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該退職被保険者等所属都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額として算定する総額は、当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付

べきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料であつて当該年度において収納されたものの額の総額（以下「過年度分退職被保険者等保険料収納総額」という。）を加えて得た額とする。ただし、当該年度における第二号に規定する退職被保険者等に係る保険料収納割合が同号に掲げる割合（次項において「基準収納割合」という。）以上である場合にあつては、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額とする。

一・二（略）

3 算定政令第四条の五第一項第三号に規定する保険料の額の総額（以下この項において「保険料総額」という。）の算定に関し、当該年度の前年度において基準収納割合を適用した退職被保険者等所属市町村であつて、当該年度において基準収納割合の適用がない退職被保険者等所属市町村についての保険料総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から過年度分退職被保険者等保険料収納総額のうち当該年度の前年度分に係る額（当該額が、同年度において基準収納割合を適用して算定した保険料総額から同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額とする。）を控除して得た額とする。

（保険料から控除する介護納付金の納付に要する費用に相当する額）

第一条の四 算定政令第四条の五第一項第三号の規定により同号に規定する収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から控除する当該保険料に係る法第七十五条の七第二項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該退職被保険者等所属都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額として算定する総額は、当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付

金賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課額又は地方税法第七百三条の四第二項に規定する介護納付金課税額をいう。以下同じ。）として賦課された額（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九に規定する基準に従い介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。以下同じ。）の総額とする。

第三条から第十条まで 削除

金賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課額又は地方税法第七百三条の四第二項に規定する介護納付金課税額をいう。以下同じ。）として賦課された額（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九に規定する基準に従い介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。以下同じ。）の総額とする。

第三条から第九条まで 削除

（概算拠出率の算定方法）

第十条 法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

- 一 各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額（第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。）の合計額
- イ 当該退職被保険者等所属都道府県における当該年度の前々年度の算定政令第四条の五第一項第一号に掲げる額（当該額が、当該退職被保険者等所属都道府県における特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該退職被保険者等所属都道府県の申請に基づき基金があらかじめ退職被保険者等所属都道府県ごとに厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）に当該退職被保険者等所属都道府県における退職被保険者等一人当たりの医療費の伸び、退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該退職被保険者等所属都道府県において見込まれる当該年度の前年度及び当該年度における同号に掲げる額の伸び率を乗じて得た額
- ロ 算定政令第四条の五第一項第二号に掲げる額

第十二条 (事務費拠出金の額の算定方法)

2 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百四十五号)第八条第二項の規定は、前項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額について準用する。この場合において、同条第二項中「同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)第十二条第一項第

ハ (1)に掲げる額に(2)に掲げる率を乗じて得た額から(3)に掲げる額を控除した額の総額

(1) 当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度の前々年度に収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額(2)において「退職被保険者等保険料合算額」という。)

(2) 当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における退職被保険者一人当たりの保険料の伸び、退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該退職被保険者等所属市町村において見込まれる当該年度の前年度及び当該年度における退職被保険者等保険料合算額の伸び率

(3) 当該退職被保険者等所属都道府県内の当該退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額の合算額の見込額

二 前条の規定により算定される各被用者保険等保険者の当該年度の標準報酬総額の見込額の合計額

第十二条 (事務費拠出金の額の算定方法)

2 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百四十五号)第三十八条の四第二項の規定は、前項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額について準用する。この場合において、同条第二項中「同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)第十二条

二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額は」と読み替えるものとする。

第一項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額は」と読み替えるものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四条の二第四号に規定する健康診査(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。)に関する情報</p> <p>四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五百五十条第四項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百一十一条第四項、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十二条第四項、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)第二十六条第五項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)第九十八条第四項又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第一百二十二条第五項に規定する事業者等から提供を受けた健康診断に関する記録の写しに関する情報</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報(同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以</p>	<p>(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報(同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以</p>

下「支払基金」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十二条の二において同じ。)を提出する方法により提出しなければならぬ。

4 法第十六条第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 防衛大臣

二 健康保険法第五十条第三項、船員保険法第一百十一条第三項、国民健康保険法第八十二条第三項、私学共済法第二十六条第四項、国家公務員共済組合法第九十八条第三項又は地方公務員等共済組合法第一百十二条第四項に規定する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しを求められた事業者等

5 第三項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び前項各号に掲げる者が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第五号に掲げる情報を除く。)を提供する場合について準用する。

6 法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第五号に掲げる情報に限る。)を提供する場合には、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。以下は、これを都道府県の設置する保健所(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所)に提供し、当該

下「支払基金」という。)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十二条の二において同じ。)を提出する方法により提出しなければならぬ。
(新設)

4 前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第三号に掲げる情報を除く。)を提供する場合について準用する。

5 法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第三号に掲げる情報に限る。)を提供する場合には、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。以下は、これを都道府県の設置する保健所(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所)に提供し、当該

7| 保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。
(略)

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める

者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第一百八条の三第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、統計法(平成十九年法律第五十三号)若しくは個人情報情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 五 (略)

(生活療養標準負担額の減額の対象者)
第四十条 法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。)である者であつて、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同

6| 保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。
(略)

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める

者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第一百八条の三第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、統計法(平成十九年法律第五十三号)若しくは個人情報情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 五 (略)

(生活療養標準負担額の減額の対象者)
第四十条 法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。)である者であつて、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担

法の規定による保護を必要としない状態となる者

(令第十四条の二第一項第三号及び第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第六十二条の二 令第十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。)が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一条の四において同じ。)であつた期間

(略)	(略)
-----	-----

2

(略)

(準用介護保険法第三百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定

額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者

(令第十四条の二第一項第三号及び第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第六十二条の二 令第十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。)が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一条の四において同じ。)であつた期間

(略)	(略)
-----	-----

2

(略)

(準用介護保険法第三百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定

める特別の事情)

第九十四条 準用介護保険法第三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十二條に定める額未満となる見込みであることとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。附則第十一条(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二條第一項第一号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三条の二又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六條第一項の規

める特別の事情)

第九十四条 準用介護保険法第三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十二條に定める額未満となる見込みであることとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。附則第十一条(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二條第一項第一号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三条の二又は平成十三年厚生農林

定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農
林統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共
済改正法附則第十条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給
が停止されていること。

二〇四 (略)

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)
第一百八条の三 (略)

2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次
の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇八 (略)

九 法第二十条に規定する特定健康診査、法第二十四条に規定す
る特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する
健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を
実施する場合

一〇二 (略)

統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第四
号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基
づき当該老齢等年金給付の支給が停止されていること。

二〇四 (略)

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)
第一百八条の三 (略)

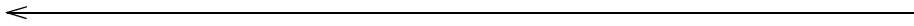
2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次
の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇八 (略)

九 法第二十条に規定する特定健康診査、法第二十四条に規定す
る特定保健指導、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七
号)第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を
実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

一〇二 (略)

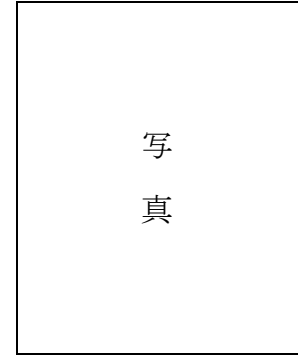
様式第九号を次のように改める。



(表 面)

後 期 高 齡 者 医 療 検 査 証

[法第百三十四条関係]



官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第九号(第百十八条第四号関係)

(裏 面)

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印

高齢者の医療の確保に関する法律（抄）

（報告の徴収等）

第一百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）に対し、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第六十八条 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第一百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 （略）

2・3 （略）

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部
改正)

第十条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令
(平成十九年厚生労働省令第四百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第六章 (略)</p> <p>第七章 出産育児支援助金等(第四十三條の二―第四十三條の五)</p> <p>第八章 雑則(第四十四條―第四十七條)</p> <p>附則</p> <p>(法第三十二條第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者)</p> <p>第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第三十二條第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者(法第七條第四項に規定する加入者をいう。第八條の二を除き、以下同じ。)とする。</p> <p>(前期高齢者交付調整金額)</p> <p>第二条 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額(法第三十四條第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。)(が同年度の確定前期高齢者交付金の額(法第三十五條第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。))を超える保険者(法第七條第二項に規定する保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。))とともにを行う国民健康保険にあつては、都道府県。第四條及び第十二條を除き、以下同じ。))をいう。第四十條の二から第四十條の三まで、第四十四條第二項及び附則第二条から第五條までを除き、以下同じ。)(以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。)(に係る前期高齢者交付調整金額(法第三十三條第二項に規</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第七章 雑則(第四十四條―第四十七條)</p> <p>附則</p> <p>(法第三十二條第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者)</p> <p>第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第三十二條第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者(法第七條第四項に規定する加入者をいう。第三十八條の六を除き、以下同じ。))とする。</p> <p>(前期高齢者交付調整金額)</p> <p>第二条 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額(法第三十四條第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。)(が同年度の確定前期高齢者交付金の額(法第三十五條第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。))を超える保険者(法第七條第二項に規定する保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。))とともにを行う国民健康保険にあつては、都道府県。第四條及び第十二條を除き、以下同じ。))をいう。第四十條の二から第四十條の三まで、第四十四條第二項及び附則第十八條の二から第十八條の十までを除き、以下同じ。)(以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。)(に係る前期高齢者交付調整金額(法第三十三</p>

定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

2
(略)

(一人平均調整対象給付費見込額の算定方法)

第三条の二 法第三十四条第二項に規定する当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、各年度における第五条に規定する前期高齢者給付費見込額から第六条に規定する調整対象外給付費見込額を控除して得た額を、次条の規定により算定される各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）の見込数で除して得た額の合計額を三で除して得た額とする。

2 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る当該年度における一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日から当該年度の初日の属する年の三年前の四月一日の属する年度の四月一日までに新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者 当該年度及び当該年度の前年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の合計額を二で除して得た額

二 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月二日から当該年度の前々年度の四月一日までの間に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者 当該年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付

条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

2
(略)

(新設)

費見込額

三 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）その間における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

（前期高齢者である加入者の見込数の算定方法）

第三条の三 法第三十四条第二項に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づきあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二 当該年度における新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者（国民健康保険法の定め

（新設）

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者（国民健康保険法の定め

るところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県内の市町村。第十二条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

一・二 (略)

三 市町村及び国民健康保険組合 国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付

四〇六 (略)

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）
第五条 (略)

2 新設保険者等に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）
第六条 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 法第三十四条第九項に規定する一人平均前期高齢者給付費見

るところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県内の市町村。第十二条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

一・二 (略)

三 市町村及び国民健康保険組合 国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（退職被保険者及びその被扶養者に係るものを除く。）並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付

四〇六 (略)

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）
第五条 (略)

2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）
第六条 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 法第三十四条第六項に規定する一人平均前期高齢者給付費見

込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二（略）
2（略）

（一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第七条 法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を第三条の三に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第八条 当該年度における法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）の標準報酬総額（法第三十四条第八項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）

二 当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員、日本私立学校振興・共済事業団の加入者並びに国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。第十条の二において同じ。）の組合員をいう。以下この号において同じ。）に係る賃金水準の伸び及び被保険者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2 |

当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者

込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二（略）
2（略）

（一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第七条 法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を次条に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

（前期高齢者である加入者の見込数の算定方法）

第八条 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二 当該年度における新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

2 |

新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

となつた者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3 支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

(標準報酬総額の補正)

第八条の二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。)第一条の二第二項第二号に規定する標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する共済組合の組合員(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。)がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 算定政令第一条の二第二項第二号イに規定する前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の前々年度の六月とする。

3 算定政令第一条の二第二項第三号に規定する私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者を除く。以下この条において「加入者」という。)がある場合における

(新設)

る同号に規定する加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額は、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

4 算定政令第一条の二第一項第四号に規定する組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、第十條の二の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

5 算定政令第一条の二第二項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の同条第一項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額は、同項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき同条第一項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高等級又は

最低等級に属する組合員」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、同号口中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月以前における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

（加入者見込数等の算定方法）

第八条の三 法第三十四条第四項第一号、第三十八条第三項及び第百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に

（新設）

係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二 新設保険者等以外の全ての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
2 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項各号に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、全ての保険者に係る前項の規定により算定する数の総数と次項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

3 新設保険者等に係る加入者見込数は、第一項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（法第三十四条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第八条の四 法第三十四条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（概算額補正率の算定方法）

第八条の五 法第三十四条第五項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等保険者に係る法第三十四条第五項第三号に掲げる額か

（新設）

（概算額補正率の算定方法）

第八条の二 法第三十四条第四項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険

ら同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(概算給付費補正率の算定方法)

第八條の六 法第三十四條第六項に規定する概算給付費補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(概算加入者調整率の算定方法)

第九條 法第三十四條第七項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 (略)

3 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ (略)

ロ 各保険者に係る法第三十四條第五項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

二 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ (略)

ロ 各保険者に係る法第三十四條第五項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

(全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法)

者をいう。以下同じ。)に係る法第三十四條第四項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(新設)

(概算加入者調整率の算定方法)

第九條 法第三十四條第五項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 (略)

3 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ (略)

ロ 各保険者に係る法第三十四條第四項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

二 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ (略)

ロ 各保険者に係る法第三十四條第四項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

(全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法)

第十条 全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、加入者見込総数で除して得た率とする。

2 保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四条第七項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係る俸給等に相当するものの額）

第十条の二 法第三十四条第八項第四号に規定する組合員ごとの同項第一号から第三号までに定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであつて、当該国民健康保険組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定めるものの額とする。

（一人平均調整対象給付費額の算定方法）

第十一条の二 法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十一条の四に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。

（一人平均調整対象給付費額の平均額の算定方法）

第十一条の三 法第三十五条第二項に規定する当該年度の前々年度、当該年度の前々年度の初日の属する年の前年の四月一日の属す

第十条 全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、第十九条第一項に規定する加入者見込総数で除して得た率とする。

2 保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、第十九条第二項に規定する加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四条第五項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

る年度及び当該年度の前々年度の初日の属する年の前々年の四月一日の属する年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額の平均額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる保険者以外の保険者 各年度における一人平均調整対象給付費額の合計額を三で除して得た額
- 二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者 当該年度の前々年度及び当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額の合計額を二で除して得た額
- 三 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度又は当該年度の前々年度に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者 当該年度の前々年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額

(前期高齢者である加入者の数の算定方法)

第十一条の四 法第三十五条第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数とする。

(調整対象外給付費額の算定方法)

第十三条 法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「調整対象外給付費額」という。)は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 一 法第三十五条第八項に規定する一人平均前期高齢者給付費額(以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。)に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で

(新設)

(調整対象外給付費額の算定方法)

第十三条 法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「調整対象外給付費額」という。)は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 一 法第三十五条第六項に規定する一人平均前期高齢者給付費額(以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。)に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で

定める率を乗じて得た額

二 (略)

2 (略)

(加入者の数等の算定方法)

第十四条の二 法第三十五条第四項第一号、第三十九条第三項及び
第二百一十一条第一項第二号並びに算定政令第一条の十第二項に規
定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年
度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

2 法第三十九条第三項及び第二百一十一条第一項各号に規定する前
々年度における全ての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の
前々年度における全ての保険者に係る加入者の数の総数とする。

(法第三十五条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところによ
り算定した額の算定方法)

第十四条の三 法第三十五条第四項第二号の厚生労働省令で定める
ところにより算定した額は、全ての被用者保険等保険者に係る標
準報酬総額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の
総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労
働大臣が定める額とする。

(確定額補正率の算定方法)

第十四条の四 法第三十五条第五項に規定する確定額補正率は、各
被用者保険等保険者に係る同項第三号に掲げる額から同項第四号
に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額か
ら同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た
率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
とする。

(確定給付費等補正率の算定方法)

第十四条の五 法第三十五条第六項に規定する確定給付費等補正率

定める率を乗じて得た額

二 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(確定額補正率の算定方法)

第十四条の二 法第三十五条第四項に規定する確定額補正率は、各
被用者保険等保険者に係る同項第三号に掲げる額から同項第四号
に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額か
ら同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た
率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
とする。

(新設)

は、各被用者保険等保険者に係る法第三十五条第六項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(確定加入者調整率の算定方法)

第十五条 第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第七項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九条第三項第一号	第三十四条第五項第四号	第三十五条第五項第四号
(略)	(略)	(略)
第九条第三項第二号	第三十四条第五項第四号	第三十五条第五項第四号
(略)	(略)	(略)
第十条第一項(見出しを含む。)	加入者見込総数	(略)
第十条第二項	加入者見込数	(略)

(法定給付費見込額)

第十八条 法第三十八条第一項第一号(2)及び第二号(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額(以下「法定給付費見込額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

(削る)

(確定加入者調整率の算定方法)

第十五条 第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九条第三項第一号	第三十四条第四項第四号	第三十五条第四項第四号
(略)	(略)	(略)
第九条第三項第二号	第三十四条第四項第四号	第三十五条第四項第四号
(略)	(略)	(略)
第十条第一項(見出しを含む。)	第十九条第一項に規定する加入者見込総数	(略)
第十条第二項	第十九条第二項に規定する加入者見込数	(略)

(法定給付費見込額)

第十八条 法第三十八条第一項第一号(2)及び第二号(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額(以下「法定給付費見込額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

三 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

2・3 (略)

(被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額)

第十八条の二 算定政令第一条の三第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

(削る)

2・3 (略)

(被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額)

第十八条の二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。)第一条の二第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額(法第二百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。)を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

(加入者見込総数等の算定方法)

第十九条 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項各号に規定す

る当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、全ての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二 新設保険者等以外の全ての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにかじめ厚生労働大臣が定める率
3 新設保険者等に係る加入者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整見込額の算定方法）

第十九条（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額）

第十九条の二 算定政令第一条の八第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度

（被保険者一人当たり標準報酬総額）

第十九条の三 算定政令第一条の七第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度

の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

(削る)

(確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法)

第二十条 (略)

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の

の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

(加入者の総数等の算定方法)

第二十条 法第三十九条第三項及び第二百二十一条第一項各号に規定する前々年度における全ての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度における全ての保険者に係る加入者の数の総数とする。

2 法第三十九条第三項及び第二百二十一条第一項第二号並びに算定政令第一条の九第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

(確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法)

第二十条の二 (略)

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の

額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条の二の規定による拠出金及び法第二百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額の合計額

二（略）

（基金事業対象収入額の算定方法）

第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第一百六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十二条の二第一項の規定による交付金の額の合計額、法第一百七十二条及び第三十三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十二条の二の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額の合計額

二（略）

（基金事業対象収入額の算定方法）

第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第一百六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十二条の二第一項の規定による交付金の額の合計額、法第一百七十二条及び第三十三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十二条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十二条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

(削る)

二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

(標準報酬総額の見込額の算定方法)

第三十八条の四 当該年度における法第二十條第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者の標準報酬総額

二 当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者等(全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員、日本私立学校振興・共済事業団の加入者並びに国民健康保険組合(被用者保険等保険者であるものに限る。次条において同じ。)の組合員をいう。以下この号において同じ。)に係る賃金水準の伸び及び被保険者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2| 当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となつた者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3| 支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

(削る)

(厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係る俸給等に相当するものの額)

第三十八条の五 法第二百十条第二項第四号に規定する組合員ごとの同項第一号から第三号までに定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであつて、当該国民健康保険組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定めるものの額とする。

(標準報酬総額の補正)

(削る)

第三十八条の六 算定政令第二十五条の二第一項第二号に規定する標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する共済組合の組合員(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。)がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2| 算定政令第二十五条の二第一項第二号イに規定する前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の前々年度の六月とする。

3| 算定政令第二十五条の二第一項第三号に規定する私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者を除く。以下この条において「加入者」という。)がある場合における同号に規定する加入者の私立学校教職員共済法に規定する

標準報酬月額の前々年度の合計額の総額は、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の当該年度の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

4 算定政令第二十五条の二第一項第四号に規定する組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、前条の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

5 算定政令第二十五条の二第二項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の同条第一項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額は、同項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき同条第一項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高等級又は最低等級に属する組合員」とあるのは、改定前の期間に係る

(加算対象保険者の基準)
第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等(法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。)の実施状況が不十分なものとして厚生労働省が

額については「当該改定月における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、同号口中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額(当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額)」とし、改定以後の期間に係る額については「総額(当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額)」とし、同項第三号イ中「最高等級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月以前における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、同号口中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額(当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額)」とし、改定以後の期間に係る額については「総額(当該改定月以後の月であるときは、当該改定月以後における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額)」とする。

(加算対象保険者の基準)
第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等(法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。)の実施状況が不十分なものとして厚生労働省が

<p>働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第二条から第五条までにおいて同じ。）の種類に同じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。</p>	<p>保険者の種類</p> <p>健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「単一型健康保険組合」という。）又は共済組合</p>	<p>健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合</p> <p>(略)</p>
--	---	--

<p>働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第十八条の二から第十八条の十まで（附則第十八条の六を除く。）において「単一型健康保険組合」という。）又は共済組合</p>	<p>保険者の種類</p> <p>健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十まで（附則第十八条の六を除く。）において「単一型健康保険組合」という。）又は共済組合</p>	<p>健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十まで（附則第十八条の六を除く。）において「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣</p> <p>(略)</p>
---	---	--

二 (略)

2 前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第二条から第五条までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 5 7 (略)

第七章 出産育児支援金等

(出産育児一時金等の支給に要する費用の額の総額の算定方法)

第四十三条の二 法第二百二十四条の三第一項に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の額の総額を基礎として厚生労働省令で定める額は、医療保険各法（法第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費（第四十三条の四において「出産育児一時金等」という。）の支給に要する費用の総額とする。

(出産育児関係事務費拠出金の額の算定方法)

第四十三条の三 第二十一条の規定は、法第二百二十四条の六に規定

が定める組合

二 (略)

2 前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 5 7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

する出産育児関係事務費拠出金（以下「出産育児関係事務費拠出金」という。）の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法第百三十九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（出産育児支援金等に係る支払基金に対する通知）

第四十三条の四 法第百二十四条の七第一項の規定により保険者が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の金額及び出産育児一時金等の支給に要した費用の額について、当該年度の翌年度の九月一日までに行うものとする。

2 法第百二十四条の七第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数について、当該年度の翌年度の六月一日までに行うものとする。

（出産育児支援金等に係る納付の猶予の申請）

第四十三条の五 第二十二条の規定は、法第百二十四条の人において準用する法第四十六条第一項の規定により出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の一部の納付の猶予を受けようとする保険者及び後期高齢者医療広域連合について準用する。

第八章 雑則

（端数計算）

第四十六条（略）

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）

第十九条の二に規定する当該年

一円未満の端数を切り捨てる

（新設）

（新設）

第七章 雑則

（端数計算）

第四十六条（略）

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）

第十九条の三に規定する当該年

一円未満の端数を切り捨てる

<p>度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十九条の二ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十九条の二ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額</p>	<p>(略)</p> <p>法第三十四条第一項第一号イ②に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額</p>	<p>(略)</p> <p>法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額</p>	<p>法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額</p>	<p>法第三十四条第五項第一号に規定する標準報酬総額の見込額</p>
--	--	---	---	--	------------------------------------	------------------------------------

<p>度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額</p>	<p>(略)</p> <p>法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額</p>	<p>(略)</p> <p>法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額</p>	<p>(新設)</p>	<p>法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額</p>
--	--	---	---	--	-------------	------------------------------------

定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額	法第三十五条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	(略)	法第三十五条第四項第一号に規定する標準報酬総額	法第三十五条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額	(略)	(削る)	(削る)	(略)	第三条の三第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	第八条の三第一項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数	(略)	第八条の二第一項に規定する算定政令第一条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	第八条の二第三項に規定する算
									一未満の端数を四捨五入する			少数点以下第八位未満を四捨五入する	

定する前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金に係る概算調整対象基準額	法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	(略)	(新設)	法第三十五条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る確定後期高齢者支援金に係る確定調整対象基準額	(略)	法第二百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額	法第二百二十一条第一号イに規定する標準報酬総額	(略)	第八条第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	第十九条第二項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数	(略)	(新設)	(新設)
									一未満の端数を四捨五入する			少数点以下第八位未満を四捨五入する	

定政令第一条の二第一項第三号 イに掲げる額を同号ロに掲げる 額で除して得た率	
(略)	
(削る)	
(削る)	

- (公示)
第四十七条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。
- 一 (略)
- 一の二 第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
- 二 (略)
- 三 第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
- 三の二 第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める率
- 三の三 第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率
- 三の四 第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率
- 四〇六 (略)
- 六の二 第十四条の三に規定する厚生労働大臣が定める率
- 六の三 第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率
- 六の四 第十四条の五に規定する厚生労働大臣が定める率
- 七〇十一 (略)
- (削る)

第三十八条の六第一項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
(略)	
第三十八条の六第三項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	

- (公示)
第四十七条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。
- 一 (略)
- (新設)
- 二 (略)
- 三 第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率 (新設)
- 三の二 第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率 (新設)
- 四〇六 (略)
- (新設)
- 六の二 第十四条の二に規定する厚生労働大臣が定める率 (新設)
- 七〇十一 (略)
- 十二 第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率

十二 算定政令第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

(削る)

十三 第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額

十三の二 算定政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三の三 第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額

十三の四 算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三の五 算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率

十三の六 算定政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

十四 第二十一 第四十三条の三において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額

2

(略)

附則

(削る)

十二の二 算定政令第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三 第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の二 第十九条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額

十三の三 算定政令第一条の八第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三の四 第二十条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額

十三の五 算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三の六 算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率

十三の七 算定政令第一条の九第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

十四 第二十一 (新設)

2

(略)

附則

(平成二十八年度における確定加入者調整率の算定方法)

第二条 平成二十八年度における法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率は、第九条の規定にかかわらず、次項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率に第三項に規定する平成二十八年度における確定補正係数を乗じて得た率とする。

2 平成二十八年度における粗確定加入者調整率は、附則第四条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を同条第二項に規定する平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率で除して得た率とする。

3

平成二十八年度における確定補正係数は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額を第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第三号イにおいて同じ。）

ロ 各保険者に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

二 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額（当該各被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第四号イにおいて同じ。）

ロ 平成二十八年度における持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十三号。以下「平成二十九年改正省令」という。）第五条の規定による改正前の第三十九条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における加入者総数で除して得た額に、各被用者保険等保険者に係る同年度における加入者数を乗じて得た額（第四号ロにおいて「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

三 被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額

(削る)

の合計額の総額	イ 各保険者に係る調整対象給付費額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額
ロ 各保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額	四 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額
イ 各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額	ロ 各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額
(補正後確定加入者調整率の算定方法)	
第三条 法附則第十三条の四第三項に規定する補正後確定加入者調整率は、次項に規定する補正後粗確定加入者調整率に第三項に規定する補正後確定補正係数を乗じて得た率とする。	
2 補正後粗確定加入者調整率は、次条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を補正後前期高齢者加入率(その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率とする。	
3 補正後確定補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。	
一 平成二十九年改正省令第五条の規定による改正前の第十五条	

(削る)

(削る)

において読み替えて準用する第九条第三項第一号に掲げる額
二 前条第三項第三号に掲げる額
三 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額
イ 前条第三項第四号イに掲げる額
ロ 各被用者保険等保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する補正後粗確定加入者調整率を乗じて得た額

(平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率等の算定方法)

第四条 平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第一項の規定にかかわらず、同年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の数の総数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率とする。

2 平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第二項の規定にかかわらず、同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の数で除して得た率(その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。)とする。

(補正後前期高齢者加入率の算定方法)

第五条 附則第三条第二項に規定する補正後前期高齢者加入率は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計を、附則第七条に規定する補正後加入者数で除して得た率とする。

一 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た

(削る)

- 二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数
- イ 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者のうち特定加入者（法附則第十三条の四第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。以下同じ。）である者の数
- ロ 法附則第十三条の四第一項第二号ニに規定する政令で定める割合

(補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法)

第六条 法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額（附則第十三条第一項第三号において「補正後加入者一人当たり負担額」という。）は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(削る)

(補正後加入者数の算定方法)

- 第七条 法附則第十四条の三第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。
- 一 平成二十八年度における当該保険者に係る加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数
 - 二 イに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

(削る)

イ 平成二十八年度における当該保険者に係る特定加入者である者の数
ロ 法附則第十三条の四第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

(全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数の算定方法)

第八条 法附則第十四条の三第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者数の総数とする。

(削る)

(調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法)

第九条 法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(削る)

(調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者数の算定方法)

第十条 算定政令附則第三条第二項に規定する当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数とする。

(削る)

(保険者が行う支払基金に対する報告)
第十一條 被用者保険等保険者は、第四十四條第一項から第四項までに定めるもののほか、支払基金に対し、平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、平成二十九年六月一日までに報告しなければならない。

2 合併、分割又は解散が平成二十八年四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、第四十四條各項及び前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

(削る)

(端数計算)

第十二條 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

附則第五條第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	一 未満の端数を四捨五入する
附則第七條に規定する補正後加入者数	
附則第二條第一項に規定する確定加入者調整率	小数点以下第五位未満を四捨五入する
附則第二條第二項に規定する粗確定加入	

(削る)

者調整率	
附則第三条第一項に規定する補正後確定加入者調整率	
附則第三条第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率	
附則第四条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第五条に規定する補正後前期高齢者加入率	

(公示)

第十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めるときは、あらかじめ公示するものとする。

- 一 附則第二条第三項に規定する確定補正係数
 - 二 附則第三条第三項に規定する補正後確定補正係数
 - 三 附則第六条に規定する補正後加入者一人当たり負担額
- 2 厚生労働大臣は、附則第四条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率をあらかじめ公示するものとする。

(削る)

第十四条 (平成二十九年年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)					
第十四条 平成二十九年年度において、被用者保険等保険者については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。					
<table border="1"> <tr> <td>第二条第一項</td> <td>法第三十四条</td> </tr> <tr> <td> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の</p> </td> <td>六</td> </tr> </table>	第二条第一項	法第三十四条	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の</p>	六	
第二条第一項	法第三十四条				
<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の</p>	六				

第三十六 条		第三十七 条		第三十五 条第一 項		第三十三 条の二	
第一 項	法第三 十四 条	第二 条第 一項	第二 条及 び	法第三 十九 条	第一 項	法第三 十八 条	第一 項
持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ	持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ

(削る)

	法第二百二十条 第一項	改正前の法附則第十三条の五の六 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の七第一項
第三十五条第一項	附則第十三条の二	
第二百二十一条第一項	附則第十四条の二第一項	

（平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）
第十五条 平成二十七年年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の二第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の三第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の三第一項第四号に掲げる額	

額	法附則第十三条の三第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額
額	法附則第十三条の三第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額
額	法附則第十三条の三第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額
額	法附則第十四条の二第一項第一号に掲げる額
額	法附則第十四条の二第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額
額	法附則第十四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額
額	法附則第十四条の二第四項に規定する各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあっては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十七年度的に定める当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得

(削る)

		<p>た額の合計額に二分の一を乗じて得た額 算定政令附則第二条第一項第一号に掲げる額 算定政令附則第二条第一項第三号に掲げる額 算定政令附則第二条第二項に規定する調整前確定総報酬後期高齢者支援金額 算定政令附則第二条第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額 附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率 附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率</p>		<p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p>	
		<p>(平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)</p>			
<p>第十六条 平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>第二十条 平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第十七条	<p>第二十条第一項</p>	<p>法第三十四条第一項</p>	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六</p>	<p>附則第十三条の四</p>	
	<p>第二十条及び第二十一条</p>	<p>第三十五条第一項</p>	<p>附則第十三条の四</p>	<p>附則第十三条の四</p>	
	<p>第二十一条</p>	<p>第三十五条第一項</p>	<p>附則第十三条の四</p>	<p>附則第十三条の四</p>	

		第三十六 条			
第三十五条第 一項	法第三十 四 条 第 一 項	法第三十 四 条 第 一 項	法第三十 四 条 第 一 項	法第三十 四 条 第 一 項	法第三十 四 条 第 一 項
附則第十三条の四	えられた第二 条第一項 持続可能な医療保 険制度を構築す るための国民健 康保険法等の一 部を改正する法 律(平成二十七 年法律第三十一 号)第十條の規 定による改正前 の法附則第十四 条の九第一項	えられた第二 条第一項 持続可能な医療保 険制度を構築す るための国民健 康保険法等の一 部を改正する法 律(平成二十七 年法律第三十一 号)第十條の規 定による改正前 の法附則第十三 条の六	えられた第二 条及び 附則第十六条の 規定により読み 替えられた第二 条及び 附則第十六条の 規定により読み 替えられた第二 条第一項	えられた第二 条及び 附則第十六条の 規定により読み 替えられた第二 条及び 附則第十六条の 規定により読み 替えられた第二 条第一項	えられた第二 条第一項 持続可能な医療保 険制度を構築す るための国民健 康保険法等の一 部を改正する法 律(平成二十七 年法律第三十一 号)第十條の規 定による改正前 の法附則第十三 条の六

(削る)

	一 項	
	第 百 二 十 一 条	附則第十四条の三第一項
	第 一 項	

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第十七条 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の四第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の四第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の四第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	

法附則第十三条の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる額	法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる額	法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額	法附則第十四条の三第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の三第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の三第五項に規定する各被用者保険等保険者に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）	を平成二十八年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額	算定政令附則第三条第一項第一号に掲げる額	算定政令附則第三条第一項第三号に掲げる額
---	----------------------	----------------------	--	----------------------------------	---	--	---	----------------------	----------------------

る額

算定政令附則第三条第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額

算定政令附則第三条第三項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

算定政令附則第三条第四項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額

法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率

法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率

小数点以下第八位未満を四捨五入する

(削る)

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例)
第十八条 平成二十九年及び平成三十年の各年度における、市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定について、第二十三条第二項の規定を適用する場合には、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

(平成三十年の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準)
第十八条の二 平成三十年の確定後期高齢者支援金に係る算定政

令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 平成二十九年における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下

(削る)

(削る)

欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五

二 平成二十九年における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の二・七五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の一・五

(令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準)

第十八条の三 令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 平成三十年における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十七・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条	百分の五十

(削る)

条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合

二 平成三十年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の二・五

(平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率)

第十八条の四 平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一 平成二十九年年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五 未滿	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二 ・五未滿	百分の一

(削る)

二 平成二十九年年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類		実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の〇・一未満	百分の一	百分の一
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の〇・二五	
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の一	百分の一
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の〇・二五	

(令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率)
 第十八条の五 令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一 平成三十年年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類		実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五未満	百分の二	百分の〇・五
	百分の四十五以上百分の五十五未満	百分の二・五	

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	<ul style="list-style-type: none"> 以上百分の五十七・五未満 百分の四十二・五未満 百分の四十二 五以上百分の五十未満 	百分の二
---	--	------

二 平成三十一年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	<ul style="list-style-type: none"> 百分の〇・一未満 百分の〇・一以上百分の二・七五未満 百分の二・七五以上百分の五・五未満 百分の〇・一未満 	百分の二
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	<ul style="list-style-type: none"> 百分の〇・一未満 百分の〇・一以上百分の二・五五未満 百分の一・五五以上百分の二・五五未満 	百分の〇・二

(令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実

(削る)

施率)

第十八条の六 令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康
診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、次の
各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 平成二十八年度から平成三十年度までの全ての年度における
第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特
定健康診査の対象者の数が零である場合 令和元年度における
当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における
当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数（
次号及び第三号において「補正前特定健康診査実施率」という
。）。

二 平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該
保険者に係る特定健康診査の受診者の全てについて、当該年度
の三月に当該保険者に係る特定健康診査を受診している場合
補正前特定健康診査実施率と平成三十年度における当該保険者
に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者
に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とのいずれか
大きい数

三 前二号に掲げる場合以外の場合 補正前特定健康診査実施率
とイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数をハに掲げる数
で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれ
か大きい数

イ 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診
者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康
診査の受診者の数を控除した数

ロ 令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象
者の数

ハ 一から平成二十八年度から平成三十年度までの各年度にお
ける当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当
該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診
者の数の割合を平均した数を控除した数

令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 平成三十年度的における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導の対象者の数が零である場合 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定保健指導実施率」という。）

二 平成三十年度的における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の全てについて、当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある場合 補正前特定保健指導実施率と平成三十年度的における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

三 前二号に掲げる場合以外の場合 補正前特定保健指導実施率とイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数をハに掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月から五月までの間にある者の数を控除した数

ロ 令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

ハ 一から平成三十年度的における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数

数の割合を控除した数

第二条～第八条 (略)

(病床転換支援金に係る加入者見込数等の算定方法)

第九条 第八条の三第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

2 第八条の三第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

3 新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第八条の三第三項の規定を準用する。

第十条・第十一条 (略)

(公示)

第十二条 厚生労働大臣が、附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

第十三条・第十四条 (略)

(削る)

第十八条の七～第二十一条 (略)

(病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法)

第二十二条 第十九条第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2 第十九条第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

3 新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用する。

第二十三条・第二十四条 (略)

(公示)

第二十五条 厚生労働大臣が、附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

第二十六条・第二十七条 (略)

(特例退職被保険者等の加入率の算定方法)

第二十八条 法附則第十三条の三第三項及び法附則第十四条の第二項の特定健康保険組合(健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。次条において同じ。)に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等(国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。)

(削る)

次条において同じ。)である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

第二十九条 法附則第十三条の五第三項及び法附則第十四条の第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

(公示)

第三十条 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

- 一 法附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率
- 二 法附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率
- 三 法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率
- 四 法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率

(削る)

(後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第十一条 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百一十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(調整対象収入額の算定方法)</p> <p>第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額に前条第一項に規定する補正係数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる額の合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の百分の四十八に相当する額</p> <p>二 前条第一項各号に掲げる額の合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の百分の五十二に相当する額に所得係数を乗じて得た額</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(調整対象収入額の算定方法)</p> <p>第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額に前条第一項に規定する補正係数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる額の合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の二分の一に相当する額</p> <p>二 前号に掲げる額に所得係数を乗じて得た額</p> <p>2 4 (略)</p>

(社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正)

第十二条 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令(平成二十年厚生労働省令第十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第四百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第百三十九条第一項第三号の規定による出産育児支援金（法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金をいう。）及び出産育児関係事務費拠出金（法第百二十四条の五第一項に規定する出産育児関係事務費拠出金をいう。）の徴収並びに出産育児交付金（法第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金をいう。）の交付に関する事項</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第四百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p>

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第十三条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

附則

(被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置)
第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金(同項に規定する拠出金をいう。)の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(以下「旧拠出金省令」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

改正前

附則

(被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置)
第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金(同項に規定する拠出金をいう。次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。)の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(以下「旧拠出金省令」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	第十六条	(略)	(略)
特例退職加入者	特例退職組合員	同一の世帯	附則第七項 法附則第十項 規定する健康保険の被保険者	附則第二十一条第二項 同条第六項 規定する健康保険の被保険者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)	特例退職加入者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)
特例退職加入者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後で	特例退職組合員(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後で	同一の世帯	規定する健康保険の被保険者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)	同条第六項	あるものを除く。)

(略)	第十八条				(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	特例退職加入者	特例退職組合員	同一の世帯	規定する健康保険の被保険者					
(略)	特例退職加入者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)	特例退職組合員(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)	同一の世帯	規定する健康保険の被保険者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(略)	第十八条				第十七条		(削る)	(削る)	(削る)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	附則第八項第一号	附則第九項第一号			
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	附則第八項第三号	附則第二十一条第三項第三号	附則第二十一条第四項第一号	附則第二十一条第三項第一号	あるものを除く。)

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第十四条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改正後	
附則			
<p>(被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置) 第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金(同項に規定する拠出金をいう。)の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(以下「旧拠出金省令」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第一条 二第一項	(新設)	(新設)	(新設)
国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する	国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する	国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する	国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する
		改正前	
附則			
<p>(被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置) 第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金(同項に規定する拠出金をいう。)の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(以下「旧拠出金省令」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第一条 二第一項	(新設)	(新設)	(新設)
国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する	国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する	国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する	国民健康保険の 国庫負担金及び 被用者保険等保 険者拠出金等の 算定等に関する

四	第一條の 第三第二項 及び第三 項	第一條の 算定政令第四條 の六第一項第三 号	法附則第七條第 一項	(略)	(略)	(略)	政令（昭和三十 四年政令第四十 一号。以下「算 定政令」という 。）第二條第二 項第一号に掲げ る負担調整前概 算医療費拠出金 の額	高 齡者の医療の確保に関する法 律の規定による概算調整対象基 準額又は同法の規定による概算 後期高齢者支援金
四	第一條の 第三第二項 及び第三 項	第一條の 算定政令第四條 の六第一項第三 号	法附則第七條第 一項	(略)	(略)	(略)	政令（昭和三十 四年政令第四十 一号。以下「算 定政令」という 。）第二條第二 項第一号に掲げ る負担調整前概 算医療費拠出金 の額	高 齡者の医療の確保に関する法 律の規定による概算調整対象基 準額又は同法の規定による概算 後期高齢者支援金
四	第一條の 第三第二項 及び第三 項	第一條の 算定政令第四條 の六第一項第三 号	法附則第七條第 一項	(略)	(略)	(略)	政令（昭和三十 四年政令第四十 一号。以下「算 定政令」という 。）第二條第二 項第一号に掲げ る負担調整前概 算医療費拠出金 の額	高 齡者の医療の確保に関する法 律の規定による概算調整対象基 準額又は同法の規定による概算 後期高齢者支援金

四	第一條の 第三第二項 及び第三 項	第一條の 算定政令第四條 の五第一 項第三号	(新設)	(略)	(略)	(略)	政令（昭和三十 四年政令第四十 一号。以下「算 定政令」という 。）第二條第二 項第一号に掲げ る負担調整前概 算医療費拠出金 の額	規 定による概算調整対象基準額 又は同法の規定による概算後期 高齢者支援金
四	第一條の 第三第二項 及び第三 項	第一條の 算定政令第四條 の五第一 項第三号	(新設)	(略)	(略)	(略)	政令（昭和三十 四年政令第四十 一号。以下「算 定政令」という 。）第二條第二 項第一号に掲げ る負担調整前概 算医療費拠出金 の額	規 定による概算調整対象基準額 又は同法の規定による概算後期 高齢者支援金
四	第一條の 第三第二項 及び第三 項	第一條の 算定政令第四條 の五第一 項第三号	(新設)	(略)	(略)	(略)	政令（昭和三十 四年政令第四十 一号。以下「算 定政令」という 。）第二條第二 項第一号に掲げ る負担調整前概 算医療費拠出金 の額	規 定による概算調整対象基準額 又は同法の規定による概算後期 高齢者支援金

第二十条の二	法附則第十二条第一項	改正法第四条の規定による改正
	法附則第十三条第一項	改正法第四条の規定による改正
第二十条の三	法第八十一条の三第一項	改正法第四条の規定による改正
	(略)	(略)
第二十一条	法第八十一条の五第二項	改正法第四条の規定による改正
	法第七十二条の四第一項	改正法第四条の規定による改正
第十二条第一項	法第八十一条の六	改正法第四条の規定による改正
	法第八十一条の十第一項	改正法第四条の規定による改正
第十三条	法第八十一条の七第一項	改正法第四条の規定による改正
	(略)	(略)
第十五条	第八十一条の十	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律
	(略)	(略)

第二十条の二	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
第二十条の三	第八十一条の三第一項	附則第十一条第一項
	(略)	(略)
第二十一条	第八十一条の十第一項	附則第十三条第一項
	第八十一条の十第二項	附則第十三条第二項
第十二条第一項	第八十一条の六第一項	附則第十四条
	第八十一条の十第一項	附則第十七条
第十三条	第八十一条の七第一項	附則第十五条第一項
	(略)	(略)
第十五条	第八十一条の十	国民健康保険法附則第十六条
	(略)	(略)

第十八条	法附則第九項第三号	(略)	(令和五年法律第三十一号) 第四条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条
第十八条の二	法附則第二十一条第五項	(略)	改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十一条第四項第三号
第十九条	法第八十一条の二第一項	(略)	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十条第一項
附則第二条	法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による	(略)	改正政令第四条による改正前の算定政令附則第十二条の規定により退職被保険者等所属割合の算定方法の例に準じることとされた改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所属割合の

第十八条	附則第九項第三号	(略)	附則第二十一条第四項第三号
(新設)	(略)	(略)	(略)
第十九条	第八十一条の二第一項	(新設)	附則第十条第一項
附則第二条	法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による	(略)	算定政令附則第十二条の規定により退職被保険者等所属割合の算定方法の例に準じることとされた法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所属割合の

(社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)

第十五条 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令(平成二十年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者医療制度関係特別会計)</p> <p>第二条 法第四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下この号において「改正法」という。)附則第三十八条第四項の規定により法第三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとされた平成三十年四月一日において現に改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。次項第二号において「平成二十年改正前老健法」という。)第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務に関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。次項において「改正令」という。)附則第二条第一号及び第二号に掲げる業務 後期高齢者医療特別会計</p> <p>三 (略)</p> <p>2 支払基金は、前項各号に掲げる特別会計(以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。)の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 後期高齢者医療特別会計 保険者からの後期高齢者支援金等(法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。)</p>	<p>(高齢者医療制度関係特別会計)</p> <p>第二条 法第四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号に掲げる業務並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下この号において「改正法」という。)附則第三十八条第四項の規定により法第三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとされた平成三十年四月一日において現に改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。次項第二号において「平成二十年改正前老健法」という。)第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務に関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。次項において「改正令」という。)附則第二条第一号及び第二号に掲げる業務 後期高齢者医療特別会計</p> <p>三 (略)</p> <p>2 支払基金は、前項各号に掲げる特別会計(以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。)の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 後期高齢者医療特別会計 保険者からの後期高齢者支援金等(法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。)</p>

以下同じ。)の徴収及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この号において同じ。)に対する後期高齢者交付金(法第百条第一項に規定する後期高齢者交付金をいう。以下同じ。)の交付並びに後期高齢者医療広域連合からの出産育児支援金(法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金をいう。第十一条第一項第二号において同じ。)の徴収、保険者からの出産育児関係事務費拠出金(法第百二十四条の五第一項に規定する出産育児関係事務費拠出金をいう。第十一条第一項第二号において同じ。)(の徴収及び保険者に対する出産育児交付金(法第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金をいう。第十一条第一項第二号において同じ。)(の交付並びに平成二十年改正前老健法第六十四条第二項に規定する厚生労働大臣の認可を受けて行う事業に係る経理並びに法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の処理及び平成二十年改正前老健法第六十四条第一項各号に掲げる業務及び第二項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理

3 (略)

(事業計画及び資金計画)

第十一条 法第百四十四条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第百三十九条第一項第二号の規定による後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付並びに同項第三号の規定による出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の徴収及び出産育児交付金の交付に関する事項
- 三・四 (略)
- 2・3 (略)

以下同じ。)の徴収及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)(に対する後期高齢者交付金(法第百条第一項に規定する後期高齢者交付金をいう。以下同じ。)(の交付並びに平成二十年改正前老健法第六十四条第一項第一号に掲げる保険者からの拠出金(平成二十年改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金をいう。)(の徴収、平成二十年改正前老健法第六十四条第一項第二号に掲げる市町村に対する平成二十年改正前老健法第四十八条第一項の交付金の交付及び平成二十年改正前老健法第六十四条第二項に規定する厚生労働大臣の認可を受けて行う事業に係る経理並びに法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の処理及び平成二十年改正前老健法第六十四条第一項各号に掲げる業務及び第二項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理

3 (略)

(事業計画及び資金計画)

第十一条 法第百四十四条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第百三十九条第一項第二号の規定による後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付に関する事項
- 三・四 (略)
- 2・3 (略)

(医療法施行規則の一部改正)

第十六条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法により報告するとともに、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することができるため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>第六条の三 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 第九条の二十第一項第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値</p> <p>十二 第九条の二十第一項第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値</p> <p>十三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 前項第十一号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画</p> <p>十五 前項第十二号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画</p>	<p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することができるため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>第六条の三 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値</p> <p>十二 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値</p> <p>十三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 前項第十号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画</p> <p>十五 前項第十一号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画</p>

十六 (略)
35 (略)

第六条の五 法第四条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める数は四百とする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三

十六 (略)
35 (略)

第六条の五 法第四条の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める数は四百とする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 当該申請を行った参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三 当該申請を行った参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行った参加法人を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三

第一項第十七号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

（削る）

（削る）

一 法第七十条第一項各号に規定する者であつて、参加法人等になることを希望しないもの

二・三 （略）

（参加法人等の構成）

第三十九条の七 法第七十条の三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する参加法人等の数が二以上であるものであること。

二 病院等を開設する参加法人等の有する議決権の合計が、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の有する議決権の合計を超えるものであること。

一 項第十六号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二 医療連携推進区域において、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

三 法第七十条第一項各号に規定する法人であつて、参加法人になることを希望しないもの

四・五 （略）

（参加法人の構成）

第三十九条の七 法第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであること。

二 病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計が、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人の有する議決権の合計を超えるものであること。

(社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者)

第三十九条の八 法第七十条の三第一項第十三号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

四 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人

五 (略)

(地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者)

第三十九条の九 法第七十条の三第一項第十四号に規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一・三 (略)

(医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事)

第三十九条の十 法第七十条の三第一項第十四号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

(地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項)

第三十九条の十一 法第七十条の三第一項第十八号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

(残余財産の帰属すべき者となることができる者等)

第三十九条の十二 法第七十条の三第一項第十九号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

(医療法人の計算に関する規定の準用)

第三十九条の二十二 前章第四節(第三十二条の五、第三十二条の

(社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者)

第三十九条の八 法第七十条の三第一項第十二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

四 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

五 (略)

(地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者)

第三十九条の九 法第七十条の三第一項第十三号に規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一・三 (略)

(医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事)

第三十九条の十 法第七十条の三第一項第十三号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

(地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項)

第三十九条の十一 法第七十条の三第一項第十七号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

(残余財産の帰属すべき者となることができる者等)

第三十九条の十二 法第七十条の三第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

(医療法人の計算に関する規定の準用)

第三十九条の二十二 前章第四節(第三十二条の五、第三十二条の

六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十三条の二の六第二項及び第三項	(略)	地域医療連携推進法人(法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項に規定する特定地域医療連携推進法人を除く。)
(略)	(略)	(略)

(法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項の厚生労働省令で定める基準)

第三十九条の二十二の二、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項の厚生労働省令で定める基準は、最終会計年度(法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する事業報告書等につき法第七十条の十四において準用する法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この条において同じ。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上であることとする。

(定款の変更の認可)
第三十九条の二十四、法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認

六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十三条の二の六第二項及び第三項	法第五十一条第二項の医療法人	地域医療連携推進法人
(略)	(略)	(略)

(新設)

(定款の変更の認可)
第三十九条の二十四、法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認

可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定
都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに法第七十条
第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款に定める
ものであるときは、前項各号の書類のほか、現に法第七十条第二
項第三号に掲げる業務を行っていないこと及び当該地域医療連携
推進法人から出資を受けている事業者がいらないことを証する書類
を、前項の申請書に添付しなければならない。

3| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が法第七十条第二項
第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨の定めを削除するもの
であるときは、第一項各号の書類のほか、当該変更後の当該地域
医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類を
、第一項の申請書に添付しなければならない。

4| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開
設しようとする場合に係るものであるときは、第一項各号の書類
のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建
物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となる
べき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画
及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

5| (略)

(公益認定を受けている場合の特例)

第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規
定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項
第十九号及び第二十号の規定は、適用しない。

2 (略)

可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定
都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

2| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開
設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類の
ほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物
の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべ
き者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及
びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3| (略)

(公益認定を受けている場合の特例)

第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規
定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項
第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

2 (略)

(介護保険法施行規則の一部改正)

第十七条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)

その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)

の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)

並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)

その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)

の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)

並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

2 4 (略)

(削る)

(法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービス)

第十七条の十二 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。)とする。

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合であ

(居宅介護サービス費の代理受領の要件)

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合であ

って、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ (略)

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は法
第八条第二十三項第一号に規定するサービス(以下「看護小
規模多機能型居宅介護」という。)を受けることにつきあら
はじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サ
ービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指
定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場
合を含む。)の規定により作成された居宅サービス計画の対
象となつているとき。

二 (略)

二 (略)

って、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ (略)

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は
看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらはじめ
市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが
指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密
着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む
。)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつ
ているとき。

二 (略)

二 (略)

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第十八条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス) 第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、介護保険法第八条第二十三項第一号に規定するサービスのうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。</p>	<p>(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス) 第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(介護保険法施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。</p>

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十九条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第八條第二十三項第一号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(基本方針) 第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第二十条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第百十条 法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 削除</p> <p>七 二十一 (略)</p>	<p>(法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第百十条 法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)附則第二十条</p> <p>七 二十一 (略)</p>

(国民年金法施行規則の一部改正)

第二十一条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第九十条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第百十五条 法第九十条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 国民健康保険法第百十三条の二 七 十六 (略)</p>	<p>(法第九十条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第百十五条 法第九十条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 国民健康保険法第百三条の二及び附則第二十条 七 十六 (略)</p>

(社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正)

第二十二條 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第三十三条 法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 削除</p> <p>八 二十三 (略)</p>	<p>(法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第三十三条 法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第二十条</p> <p>八 二十三 (略)</p>

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第一百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第八十二条 法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第一百三十条の二</p> <p>七 十九 (略)</p>	<p>(法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)</p> <p>第八十二条 法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第一百三十条の二及び附則第二十条</p> <p>七 十九 (略)</p>

(厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正)

第二十四条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年厚生労働省令第一百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。))が行うことができることとされているものに限る。)の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第二項(同法第六条第六項において準用する場合を含む。)(に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員(同法第六条第六項において準用する場合)にあっては、同条第二項の捕獲人)が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〇三三五 (略)</p> <p>三十六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十一条第一項及び第二項、第七十二条第一項(同法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、第八十一条第一項(同法第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、第三百三十四条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項並びに第三百五十二条第一項</p> <p>三十七〇四十七 (略)</p>	<p>次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。))が行うことができることとされているものに限る。)の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第二項(同法第六条第六項において準用する場合を含む。)(に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員(同法第六条第六項において準用する場合)にあっては、同条第二項の捕獲人)が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〇三三五 (略)</p> <p>三十六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十一条第一項及び第二項、第七十二条第一項(同法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、第八十一条第一項(同法第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、第三百三十四条第一項及び第二項(国民健康保険法附則第十六条において準用する場合を含む。)、第三百三十七条第二項並びに第三百五十二条第一項(同法附則第十九条において準用する場合を含む。)</p> <p>三十七〇四十七 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条、第九条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。